ロ　投資組合財産持分割合に係る要件について、投資組合財産持分割合が五十パーセント未満とされる場合における合議体の範囲を定める。

ハ　その他所要の措置を講ずる。

⑵　内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行う。（第二十五条の十九の三、第二十五条の二十二～第二十五条の二十二の四、第二十五条の二十六、第二十五条の二十七、第三十九条の十四の三、第三十九条の十七～第三十九条の十七の四、第三十九条の二十の三、第三十九条の二十の四関係）

イ　一定の特定外国関係会社の範囲から除外する外国関係会社に係る資産割合要件について、その外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その事業年度における資産割合要件の判定を不要とする。

ロ　外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと等の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例を適用できない。

ハ　清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等について、法令又は慣行その他やむを得ない理由により残余財産の確定の日が一定の日後である場合における特例清算事業年度の細目を定める。

ニ　部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額について、清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における異常所得の金額及び異常な水準にある資本に係る所得の金額の算定方法の細目を定める。

ホ　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

⑴　マンション再生事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、マンション再生事業により取得する土地に関する権利の価額のうち課税されるものの範囲の見直しを行う。（第四十二条の三関係）

⑵　診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる区域の範囲等を定める。（第四十二条の七関係）

⑶　認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる都市再生事業の要件に公共施設面積割合が百分の十以上であることを加える。（第四十三条の二関係）

⑷　地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、対象となる土地の範囲を定める。（第四十四条の四関係）

5　消費課税

自動車重量税率の特例措置の適用対象とならない免税対象車等の範囲に、一定の環境性能を有する軽油自動車を加える等の見直しを行う。（第五十一条の二関係）

6　その他所要の規定の整備を行う。

7　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九十九号）（財務省）

1　租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率の整備を行う。（第四条関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百号）（財務省）

1　財産債務調書制度の提出義務の判定の基礎となる所得の金額について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設に伴う所要の規定の整備を行う。（第十二条の二関係）

2　この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。（附則関係）

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第百一号）（財務省）

第１　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行う。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行う。（第二条関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

第２　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百五十号）の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。（附則第一項関係）

第３　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百二号）（財務省）

1　企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特定事業活動振興計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の対象となる減価償却資産の範囲を定めるとともに、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置につき、提出新産業創出等推進事業促進計画の変更により新たに計画区域となった区域における本措置の適用期限を三年延長する。（第十二条の二、第十七条の二関係）

2　企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の対象となる雇用者のうち新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の範囲を、福島復興再生特別措置法に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当する新産業創出等推進事業で当該分野に関する産業の集積に特に資する事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限定する。（第十二条の三、第十七条の三関係）

3　新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、提出新産業創出等推進事業促進計画の変更により新たに計画区域となった区域における本措置の適用期限を三年延長する。（第十三条、第十八条関係）

4　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行う。（第十五条の二関係）

5　特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、特別貸付けを行う公的貸付機関等の範囲から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を除外する。（第三十七条関係）

6　その他所要の規定の整備を行う。

7　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三号）（財務省）

1　復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行う。（第十三条関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百四号）（財務省）

1　租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。（第四条、第四条の二関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）
